

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および
適合性の判断のための具体的な手続きの開示

2023年12月29日

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか）
- ・グリーンローンガイドライン（環境省）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行では上記適合性の判断にあたり、外部評価を取得していることを確認しています。
（シンジケートローンにおいてはアレンジャー等第三者が確認を行ったものを含む）

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・気候ボンド基準（Climate Bonds Initiative）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

・当行では上記適合性の判断にあたり、外部評価を取得していることを確認しています。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）
- ・サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

・当行では上記適合性の判断にあたり、外部評価を取得していることを確認しています。
（シンジケートローンにおいてはアレンジャー等第三者が確認を行ったものを含む）

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会＜**International Capital Market Association**＞）
- ・サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省）
- ・気候ボンド基準（**Climate Bonds Initiative**）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

・当行では上記適合性の判断にあたり、外部評価を取得していることを確認しています。

5. トランジション・ファイナンス

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（国際資本市場協会＜**International Capital Market Association**＞）
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（金融庁・経済産業省・環境省）
- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会＜**Loan Market Association**＞ほか）
- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会＜**International Capital Market Association**＞）
- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会＜**Loan Market Association**＞ほか）
- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会＜**International Capital Market Association**＞）

- ・グリーンローンガイドライン（環境省）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）
- ・サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省）
- ・当該案件の業界にかかるロードマップ

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

・当行では上記適合性の判断にあたり、外部評価を取得していることを確認しています。ロードマップが存在している分野にかかるトランジション・ファイナンスについては、当該ロードマップとの整合性も合わせて確認しております。

II. I. に準じる投融資

1. 類型その1

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

以下の何れかに該当する融資

・環境影響評価法その他の関連法令に従って、環境に対するネガティブな影響に対処しているものとする

①再生可能エネルギー事業に資金使途が限定された融資のうち、以下のいずれも満たす融資

・固定価格買取制度に基づく事業認定を受けていること

・環境アセスメントやレポート等による環境に対する評価を実施していること、または環境に関するコベナンツ条項を融資契約等に付与していること

②経済産業省資源エネルギー庁所管の省エネルギー設備投資に係る利子補給金の対象融資

③環境省所管の地域脱炭素融資促進利子補給事業の対象融資

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・当行独自の基準については、サステナビリティ推進委員会で協議し頭取による決裁を経て決定しております。
- ・再生可能エネルギー関連融資についての基準への適合性については、営業戦略部ストラクチャード・ファイナンス室が確認し判断する手続きとしております。
- ・上記(1)の基準にかかる経済産業省資源エネルギー庁および環境省の利子補給事業を活用した環境関連融資については、全て対象としております。

以 上